平成23年10月　装置開発室

装置開発室で試作した装置に関する技術情報の取扱

　研究者等からの依頼により技術職員が設計・製作した装置には、研究者および技術職員の創意工夫が含まれており、これらが正当に評価・認識・保護されることは、研究者と技術職員との信頼関係を保ち、分子科学に係る技術開発を奨励するために必要である。

　したがって、装置開発室で試作した装置に関する独創的技術情報を研究発表や、改良装置の試作等に使用する場合、また担当者[[1]](#footnote-1) 以外に技術情報を提供する場合について以下のように取り決めたい。

（１）事前に担当者間で打合せをし、使用法等につき合意の上使用すること。

（２）研究発表に際しては、装置開発室担当者を共著者に含めるか、謝辞に相応の記述をすること。

　　　なお、後者の場合、論文が印刷された時には装置開発室に別刷りを寄贈すること。

（３）公表されていない技術情報を担当者以外に提供する場合は、「技術開示に関する覚書」を作成した上で開示すること。

技術開示に関する覚書

令和　　年　　月　　日

（Ａ）技術開示者　分子科学研究所

|  |  |
| --- | --- |
| 部門等担当者 | 　　　　　　　　　　　　印 |
| 装置開発室担当者 | 　　　　　　　　　　　　印 |
| 装置開発室担当者 | 　　　　　　　　　　　　印 |

|  |  |
| --- | --- |
| 技術開示責任者(装置開発室長) | 　　　　　　　　　　　　印 |

（Ｂ）技術開示対象者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　　対象者所属　 | 　　担　当　者　 | 　　責　任　者　 |
|  | 　　　　　　　印 | 　　　　　　　印 |
|  | 　　　　　　　印 | 　　　　　　　印 |
|  | 　　　　　　　印 | 　　　　　　　印 |

　１）技術開示目的

　２）技術開示内容

　３）技術開示使用法

　４）技術開示代償

注）

１）技術開示の内容は、本覚書の対象者のみとし、それ以外には漏れないよう秘密厳守　　のこと。

２）技術開示の取扱いについては、良識ある対応をし、改良等を実行する場合には事前　　に開示者の了解をとること。

1. ｢担当者｣とは、装置の依頼者および設計・製作した技術職員を指す。 [↑](#footnote-ref-1)